

2024年4月1日より介護保険制度の改正が施行され、続いて介護報酬の改定も行われましたので、介護離職防止アドバイザー検定【介護保険制度編】公式テキストについても、その改正などに合わせてテキストの内容を、一部更新いたしました。修正および更新の内容は以下の通りです。

■主な更新ページ

- ・ P69・P70 第3章 SECTION 3 介護保険サービスの内容
 - [1]介護保険サービスとは 本文(P69)
 - 図表3-3-1 介護保険サービスの分類
 - 「施設などで生活しながら受けるサービス」3行目(P70)
- ・ P75～P77 第3章 SECTION 3 介護保険サービスの内容
 - [5]施設・居住系サービス(P75)
 - 図表3-3-3 主に施設等に入所(入居)して受けるサービス
 - 「施設・居住系のサービス」4行目削除
 - 欄外 「※ 特例入所要件」をP76からP75へ移動
 - [5]施設・居住系サービス(3)を変更(P76)
- ・ P83 第3章 SECTION 4 介護保険サービスの利用者負担(P83)
 - [2]利用者負担の軽減制度 (3)特定入所者介護サービス費
 - 図表3-4-7 特定入所者介護サービス費負担の限度額の月額目安の(2021年8月1日より)を(2024年8月1日より)に変更
 - 表内の「居住費の月額目安()は日額」の金額を更新

以上、公式テキストの更新ページの部変更部分には、**赤色の下線**または**赤色のケイ囲み**で示しています。次ページよりご確認ください。

●お問い合わせ

一般社団法人 シニア福祉相談士検定協会

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-23-13 肥後橋ビル3号館4階

TEL : 06-6444-6620 (土・日・祝を除く 11:00 ~ 16:00)

E-mail : info@nrpa-kentei.com

ホームページ <https://nrpa-kentei.com> ▶



1 介護保険サービスとは

介護保険サービスは、被介護者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮したサービスとなっています。また、介護を行う家族への支援も同時に行うことで、介護者の負担軽減を図るサービスでもあります。

介護保険サービスは大きく分類すると、在宅介護と施設介護※に分かれます。在宅介護には、自宅に来てもらって受けるサービスの「訪問介護」などがあり、利用者が施設へ通いで利用する「デイサービス」などや、短期間施設に入所して介護を受ける「ショートステイ」などがあります。また、福祉用具などを利用し生活環境を整える「福祉用具貸与」などや、施設への通いを中心に訪問や泊りでのサービスを一括して支援する「小規模多機能型居宅介護」などもあります。

施設介護では、入所すれば終身で介護を担ってくれる介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や有料老人ホームがあります。また、認知症の人に特化した施設として、認知症対応型共同生活介護のグループホームがあります。他にも、高度医療と介護が必要になった場合の介護医療院があります。

※ 在宅介護と施設介護

在宅介護は、要介護者を自宅で介護することです。在宅介護の場合は、訪問介護や訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイなど、介護保険制度の介護度に応じて各種の在宅介護サービスを利用することができます。しかし、自宅での介護が難しい場合に施設介護の利用があります。在宅介護では、全部あるいは一部の介護を家族が担うのに対して、施設介護は心身の状態に応じて、プロによる適切な介護を受けられることがメリットです。

図表3-3-1 介護保険サービスの分類

分類	目的	介護保険サービス
自宅で受けるサービス	日常生活の手助けをしてもらいたい	●訪問介護(ホームヘルプサービス) ●訪問入浴介護
	自宅でリハビリや看護、相談などを受けたい	●訪問リハビリテーション ●訪問看護 ●居宅療養管理指導
	24時間対応してほしい	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護❖ 等
施設などに 出かけて受ける サービス	施設に通いたい	●通所介護(デイサービス) ●通所リハビリテーション(デイケア)
	短期間施設に泊まりたい	●短期入所生活介護(福祉系ショートステイ) ●短期入所療養介護(医療系ショートステイ)
	通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたい	●小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護❖ 等

次ページへ続く

施設などで生活しながら受けるサービス	生活介護を中心に受けたい	●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)❖ ●認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)❖ 等
	リハビリを中心に受けたい	●介護老人保健施設❖
	<u>長期療養・生活介護を受けたい</u>	● <u>介護医療院</u> ❖
生活環境を整えるためのサービス	福祉用具を利用したい	●福祉用具貸与 ●福祉用具購入費の支給
	自宅を改修したい	●住宅改修費の支給 等

❖印のサービスは、原則要介護1以上の人のみ利用できます。ただし、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は原則要介護3以上の人、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は要支援2以上の人が利用できます。

厚生労働省発行「仕事と介護 両立のポイント」より

2 介護保険サービスの利用限度単位

介護保険サービスを利用する場合は、要介護度認定区別に介護保険から給付される上限額(区分支給限度額※1)が決められており、介護サービス費用はサービスごとに「単位」が決められています。介護保険サービス利用は、決められた「単位」の点数内で介護保険サービスを組み合わせて利用することが一般的となっています(詳細は79・80ページに記載)。

要介護5は、月に利用できる単位が一番高く設定されており、要介護度の数字が下がれば利用できる単位数※1も下がっていきます。要介護度が高い人ほど、介護保険サービスを多く組み合わせて利用できるということです。

3 介護保険サービスの利用

仕事と介護の両立の実現のために、介護保険サービスを上手く組み合わせて利用することが大切です。

介護保険サービスの内容は、地域によって異なる場合がありますので、サービス内容の詳細については、担当のケアマネジャーに問い合わせるか、役所や地域包括支援センターなどに設置している、介護保険サービスに関するパンフレットなどで確認できます。

介護保険サービスは、要支援1・2の人が利用できる「介護予防サービス・総合事業※2のサービス」と、要介護1～5の人が利用できる「介護サービス」に分かれています。また、要介護度認定区分が非該当の場合でも、事業対象者として一部の総合事業サービスを利用することができます。

※1 区分支給限度額／利用できる単位数

要介護度認定区別利用限度単位の詳細は、「4. 介護保険サービスの利用者負担 ① 介護保険サービスの費用 (2) 居宅サービスの1か月あたりの利用限度額」P79・80参照

※2 総合事業

総合事業とは「介護予防・日常生活支援総合事業」のことで、その趣旨を厚生労働省では「総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの」としています。

5 施設・居住系サービス

介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の3つがあり、必要とする介護の内容により入所できる施設がわかれます。

図表3-3-3 主に施設等に入所（入居）して受けるサービス

サービスの種類 (❖は地域密着型サービス)	介護サービス	介護予防サービス
	要介護1～5の人が利用	要支援1・2の人が利用
通い、訪問、泊まりの複合的なサービス		
❖小規模多機能型居宅介護	○	○
❖看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	○	—
施設・居住系のサービス		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則要介護3以上(注)	—
❖地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)	原則要介護3以上(注)	—
介護老人保健施設	○	—
介護医療院	○	—
❖認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	○	要支援2のみ
特定施設入居者生活介護 (介護付きの有料老人ホームなど)	○	○
❖地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の介護付きの有料老人ホームなど)	○	—

(注)要介護1・2の人で特例入所要件に該当する人は、入所対象となります。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症の人で、自宅での介護が困難な人が入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活の世話、健康管理などの支援を受けることができます。介護老人福祉施設には、入所定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)もあります。

入所の順番については、本人や家族の状況に応じて、必要性が高いと認められる人が優先的に入所できる仕組みです。

入所は原則、要介護3以上の人が対象ですが、要介護1または2の人については、自宅で日常生活を営むことが困難で、やむを得ない事由(特例入所要件※)がある場合に、入所が認められることがあります。

※ 特例入所要件

- 認知症で、日常生活に支障をきたす症状や行動、意思疎通の困難が頻繁に見られる場合
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたす症状や行動、意思疎通の困難が頻繁に見られる場合
- 家族などによる深刻な虐待が疑われるなど、心身の安全・安心の確保が困難な場合
- 単身世帯、同居家族が高齢または病弱など、家族などによる支援が期待できず、地域での介護サービスや生活支援が不十分である場合

(2) 介護老人保健施設(老健)

病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアが必要な人が入所します。医学的管理の下で介護、機能訓練、日常生活の世話などが受けられます。利用できる期間の目安は、原則として3～6か月です。要支援1・2の人は利用できません。

(3) 介護医療院

介護医療院は、医療ケアと介護サービスを必要とする要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理に加えて、日常生活のための支援(生活支援)を行うことを一体的に提供することを目的とした施設です。

(4) 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症で介護を必要とする人に、共同生活住居(5～9人)で日常生活の世話などを行います(要支援1の人は利用できません)。ホームによっては、30日以内のショートステイを実施している施設もあります。

(5) その他の施設

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)・軽費老人ホーム(ケアハウス)・養護老人ホームなどがあり、入居・入所して食事や入浴、排泄などの日常生活の世話や、健康管理などの支援を受けることができます。施設によっては、30日以内のショートステイを実施している施設もあります。

6 その他の在宅高齢者サービス

(1) 認知症初期集中支援推進事業

複数の専門職(認知症初期集中支援チーム)が、認知症の人およびその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行います。できる限り住み慣れた地域環境で暮らし続けられるような支援が行われています。

(2) 一般介護予防事業

地域の会館などに集まって、体操や介護予防教室・健康講座など、高齢者の健康と自立生活を支援する「介護保険外サービス※」です。市区町村が独自の財源で実施する事業のため、住んでいる地域で内容は異なります。

(3) 緊急通報システムの貸与

持病(心疾患、脳血管障害等循環器系の疾患)などによる緊急事態を受信センターにボタンで通報する緊急通報システム(装置)を貸与する制度です。対象は、65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、75歳以上の支援の必要があ

※ 介護保険外サービス

介護保険は介護度に応じてサービス内容が決められており、その範囲内のサービス内容では不足する場合などに、介護保険を使わずに利用できる介護保険外サービスがあります。ただし、利用料は全額自己負担となります。

を別にしている配偶者が市民税課税者である場合や、預貯金等の金額が1,000万円(夫婦の場合は合わせて2,000万円)を超える場合には対象とはなりません。

図表3-4-7 特定入所者介護サービス費負担の限度額の月額を目安(2024年8月1日より)

利用者負担段階	食費の月額を目安()は日額		居住費の月額を目安()は日額				預貯金等基準
	ショートステイ	施設	ユニット型		従来型個室	多床室	
			個室	個室的多床室			
第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている人、生活保護を受給されている人など	0.9万円 (300円/日)	0.9万円 (300円/日)	2.6万円 (880円/日)	1.7万円 (550円/日)	特養1.1万円 (380円/日) 老健1.7万円 (550円/日) 医療院1.7万円 (550円/日) 療養型1.7万円 (550円/日)	0円	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下 ※生活保護受給者を除く
第2段階 市民税世帯非課税でその他の合計所得金額(注)と年金収入額の合計が80万円以下の人など(年金収入には非課税の年金も含まず。)	1.8万円 (600円/日)	1.2万円 (390円/日)	2.6万円 (880円/日)	1.7万円 (550円/日)	特養1.4万円 (480円/日) 老健1.7万円 (550円/日) 医療院1.7万円 (550円/日) 療養型1.7万円 (550円/日)	1.3万円 (430円/日)	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階(1) 市民税世帯非課税でその他の合計所得金額(注)と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人など(年金収入には非課税の年金も含まず。)	3.0万円 (1,000円/日)	2.0万円 (650円/日)	4.1万円 (1,370円/日)	4.1万円 (1,370円/日)	特養2.6万円 (880円/日) 老健4.1万円 (1,370円/日) 医療院4.1万円 (1,370円/日) 療養型4.1万円 (1,370円/日)	1.3万円 (430円/日)	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階(2) 市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階(1)に該当されない人など	4.0万円 (1,300円/日)	4.1万円 (1,360円/日)	4.1万円 (1,370円/日)	4.1万円 (1,370円/日)	特養2.6万円 (880円/日) 老健4.1万円 (1,370円/日) 医療院4.1万円 (1,370円/日) 療養型4.1万円 (1,370円/日)	1.3万円 (430円/日)	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下
第4段階 上記の第1段階から第3段階以外の人(非該当)	●本人は市民税非課税だが、世帯内に市民税課税者がある人 ●本人または配偶者(別世帯を含む)が市民税課税の場合						負担限度額の対象外

※実際の負担額は日額で設定されます。

※月額を目安は30日を基準に計算しており、端数は四捨五入しています。

※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の預貯金等基準は、利用者負担段階に関わらず、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円

※ショートステイ=短期入所生活介護・短期入所療養介護/施設=ショートステイ以外の対象サービス

※特養=介護老人福祉施設/老健=介護老人保健施設/医療院=介護医療院

※ユニット型個室=共用リビングのある個室/ユニット型個室的多床室=面積や壁の条件がユニット型個室に一部満たないもの/従来型個室=共用リビングのない個室/多床室=4人部屋など

(注)合計所得金額から課税年金に係る所得等を控除した額。当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と課税年金に係る所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した額。